就業人口の減少と労働力の流動化の時代

いま政府は少子化など働く人の減少が日本の経済成長の足かせになるとして「一億総活躍社会」の実現を掲げています。これまでの障害者の雇用促進の他に、女性や６５歳以上の高齢者、一般就労に困難な若者などを労働市場に迎え入れるために、この間「雇用保険法」を改正する一方で、「女性活躍推進法」や「若者雇用促進法」を新たに制定するなど様々な雇用促進策を推進しています。また「労働移動支援助成金」の活用や「同一労働同一賃金」を導入することで、従来の長期雇用を前提にした日本的雇用慣行を改め、労働力の流動化を促進させようとしています。他方で「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表し、同時にメンタルヘルス以外の私傷病に関わる「職場復帰プログラム」の策定が必要性であるとしています。

問われる「働くことと人権」やレジリエンス

また若者の早期離職の背景には、若者自身のメンタル耐性の課題もさることながらブラック企業やブラックバイトの存在が指摘されています。過酷なノルマと長時間労働、いじめ・嫌がらせなど労働環境の悪化に加え、学生時代からの奨学金の返済のために「仕事を辞めるに辞められない若者」の現実は、働く人の人権や人格権の侵害につながりかねません。一旦、自信を失った若者や離職を余儀なくされた労働者が新たな職業生活に向けリセットを図るためには、自らが仕事に躓いた経験を対象化し、「働くことへのリスク管理」、働くことへのレジリエンスを促す能力が求められてきます。

就労支援に問われる「聴く力」や「質問力」

彼らの自己肯定感の回復を支えるためには、MSW などソーシャルワーカーやキャリアコンサルタントなど国家資格を与えられた就労支援に携わる専門職の方々の役割が欠かせません。しかし雇用と社会保障全般に関わる法的な基礎知識がなければ、彼らの悩みを引き出すことはできません。つまり働く意思のある労働者の過去と未来に対する「聴く力」や「質問力」が問われる時代なのです。

そこで就労支援に携わる人たち全般を対象にした労働関連法基礎講座を開催することにしました。就労支援のお仕事に携わっている皆さん方の職業上のスキルアップにご活用ください。

会場　専門学校YIC（京都工科大学校）
2 号館 6 階 266 教室

京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町 27 番地

（JR・近鉄・地下鉄 「京都」駅から西へ徒歩 5 分）

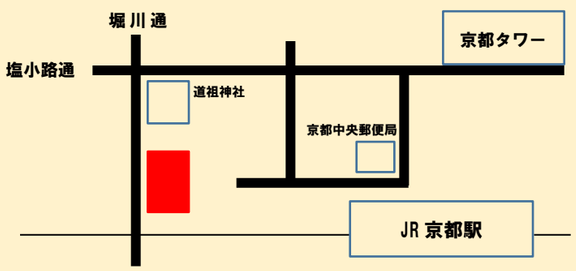

＜申込方法＞

ご希望の方は、お名前、ご住所及び電話番号を記載し、当法人宛てにメール又は FAX でお申込みください。お申込みを頂きましたら「郵便振込用紙」を送付します。受講料の振込を確認し、「受講票」を送付します。

～懇親会のご案内～

最終日は、受講者による名刺交換会を開催します。講師を交えた様々な職業を持つ受講者による人的交流の場を設けることで、互いの人的ネットワークを拡げることにお役立て頂けます。

後援　京都府

就労支援に携わる人たちのための

労働関連法基礎講座

キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、精神保健福祉士、MSW などソーシャルワーカー、臨床心理士、社会福祉士など雇用と福祉の一体的支援に関心のある方にお勧めします

日　時	8月20日（土）・8月28日（日）・9月3日（土）　全6回
定　員	各回　30名
受講料	各回とも1回2，000円（全6回を通しで10，000円） ＊定員を超える場合は、全6回申込者を優先します
会　場	専門学校YIC（京都工科大学校）　2 号館 6 階 266 教室 〒600-8236　京都市下京区油小路通塩小路下る西油小路町 27 番地 （JR・近鉄・地下鉄「京都」駅から西へ徒歩 5 分）

【申込・問合せ】　NPO 法人あったかサポート

京都市下京区間之町通下珠数屋町上ル榎木町306坂口ビル2階
TEL ：075－352－2640
FAX：075－352－2646
E メール ： attaka-support@r6.dion.ne.jp